

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成24年1月17日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成24年4月1日(日)から実施。

4. 概要

平成24年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定(補正)するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 概要

1)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料(現行接続料)の概要

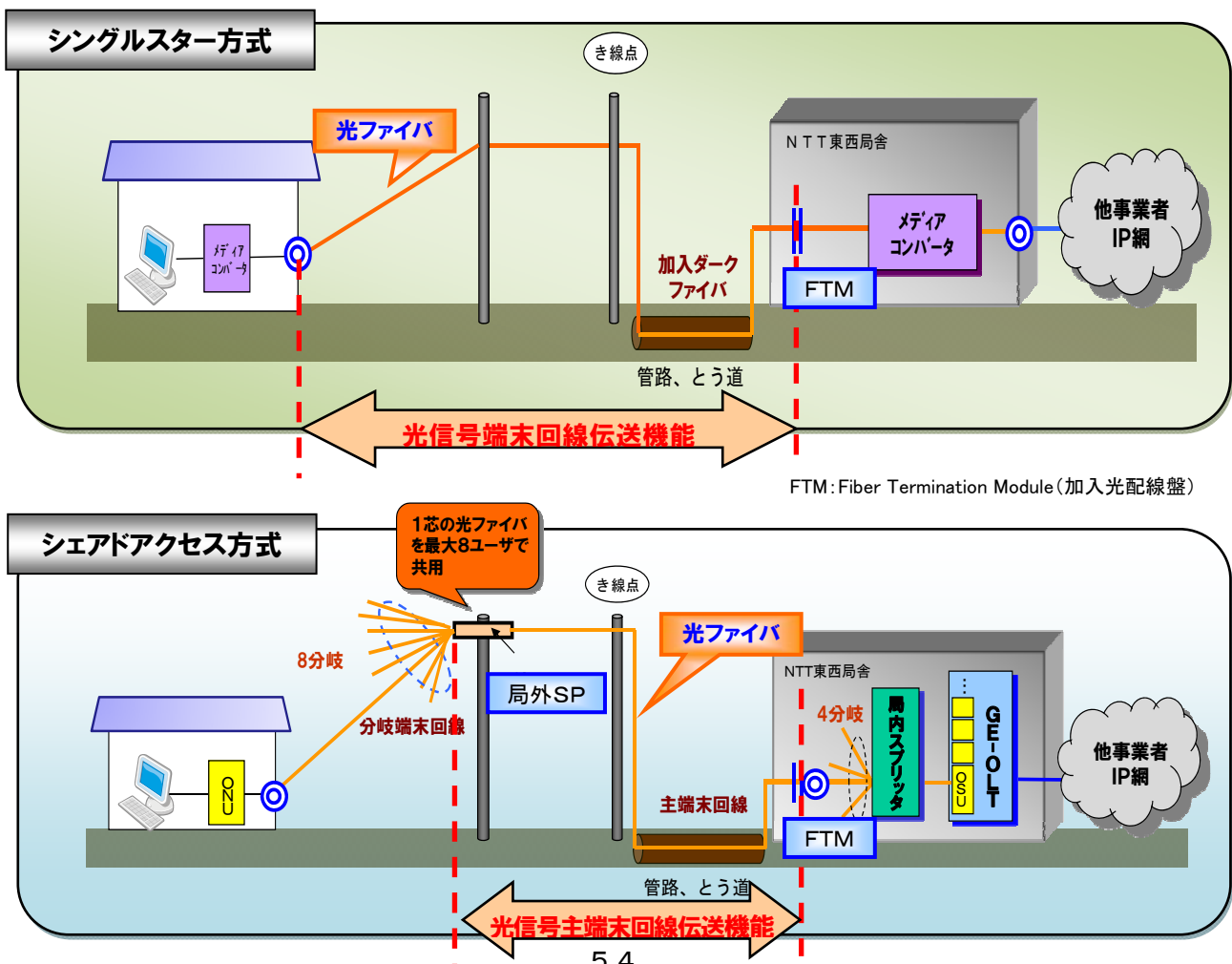
加入光ファイバについては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る現行の平成23年度以降の接続料は、以下のとおりである。

(タイプ1-1)^{※2}

	NTT東日本			NTT西日本		
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
シングルスター方式	4,194 円	3,568 円	3,380 円	4,784 円	4,578 円	3,426 円
シェアドアクセス方式 ^{※1}	3,756 円	3,155 円	2,982 円	4,298 円	3,995 円	3,010 円

※1 接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成23年度のもの。

※2 平日・昼間帯故障修理の場合

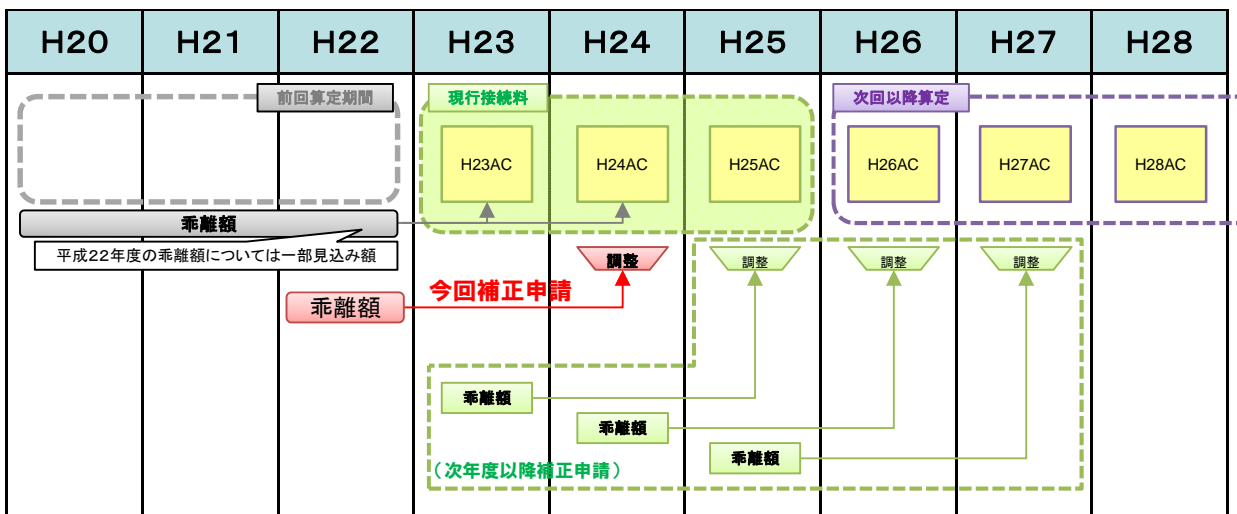


2)乖離額調整

接続料規則(第12条の2第1項)において、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整制度は原則として認められていない。しかし、前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に関り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。このため、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、当該算定期間(平成20年度～22年度)において生じた乖離額について調整した上で、認可が行われている^(※)。

当該算定期間に発生した乖離額については、「予測費用と実績接続料収入の差額」としてとされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として次期接続料の原価に算入することとされた。

この際、平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。



※ 平成20年度～22年度に発生した乖離額の接続料原価への算入方法については、発生した乖離額を早期に回収する観点から平成23年度接続料において回収することを基本とするが、NTT西日本においては、低廉化傾向にある接続料が上昇に転じることを避ける観点から、平成23年度及び24年度の2年間にかけて算入することとされた。

なお、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においても乖離額調整制度が規定されている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされている。

3)災害特別損失の扱い

本件申請については、平成24年度に適用される接続料の算定に必要となる平成22年度における実績費用の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている^(※)。

※ 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。

4)補正申請接続料の概要

本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度適用接続料の原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。具体的な接続料は以下のとおり。

(タイプ1-1)^{※3}

	NTT東日本				NTT西日本			
	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度
シングルスター方式 ^{※1}	4,194 円	3,568 円	3,403 円 (▲4.6%)	3,380 円	4,784 円	4,578 円	4,357 円 (▲4.8%)	3,426 円
シェアドアクセス方式 ^{※1※2}	3,756 円	3,155 円	3,013 円 (▲4.5%)	2,986 円	4,298 円	3,995 円	3,846 円 (▲3.7%)	3,055 円

※1 ()内の数字は、現在認可されている平成24年度接続料に対する減少率。

※2 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。

2. 光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料

1)平成22年度において生じた乖離額の調整

平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、今般の補正申請においては、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、あらかじめ算入されている当初の見込額との差額(乖離額)について算定する。具体的な乖離額は以下のとおり。

■平成22年度における実績費用と実績収入の差額

		実績費用	実績収入	実績費用と実績収入の差額	
NTT 東日本	見込み額※1	1,211 億円	1,344 億円	▲132 億円	
	実績額	1,155 億円※2	1,345 億円	▲190 億円	
	差額	▲56 億円	+2 億円	▲58 億円	→乖離額
NTT 西日本	見込み額※1	1,107 億円	1,152 億円	▲45 億円	
	実績額	1,041 億円	1,147 億円	▲106 億円	
	差額	▲66 億円	▲5 億円	▲61 億円	→乖離額

※1 平成22年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 災害特別損失16億円を含む。

光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料は、上記で算定した乖離額のうち、光ファイバ及びFTMに係る乖離額を加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	▲27 億円	(▲30 億円)	▲58 億円
	1 芯当たり乖離額	▲165 円		
NTT 西日本	乖離額	▲22 億円	(▲39 億円)	▲61 億円
	1 芯当たり乖離額	▲221 円		

2)接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料は以下のとおり。

■光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料※1※2 (タイプ1-1)

	(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度※3
NTT東日本	4,194 円	3,568 円 (▲626 円)	3,403 円 (▲791 円)	3,380 円 (▲814 円)
光ファイバ	3,500 円	3,264	3,264 円	3,093 円
FTM	159 円	134	134 円	117 円

施設設置負担加算料		170 円	170	170 円	170 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	365 円	—	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲165 円	—
NTT西日本		4,784 円	4,578 円 (▲206 円)	4,357 円 (▲427 円)	3,426 円 (▲1,358 円)
光ファイバ		3,830 円	3,468 円	3,468 円	3,169 円
FTM		113 円	102 円	102 円	94 円
施設設置負担加算料		163 円	163 円	163 円	163 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	678 円	845 円※4	845 円※4	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲221 円	—

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:51 円、西:60 円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3. 光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料

1)平成22年度において生じた乖離額の算定

光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料は、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料で算定した乖離額のうち、光ファイバの主回線(局舎から局外スプリッタまでの区間)部分及びFTMに係る乖離額のみを加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(▲27 億円)	▲30 億円	▲58 億円
	1芯当たり乖離額		▲146 円	
NTT 西日本	乖離額	(▲22 億円)	▲39 億円	▲61 億円
	1芯当たり乖離額		▲194 円	

2)接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料

は以下のとおり。

■光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料^{※1}

(タイプ1-1)

		(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度 ^{※2}
NTT東日本		3,756 円	3,155 円 (▲601 円)	3,013 円 (▲743 円)	2,986 円 (▲770 円)
光ファイバ(主回線部分)		3,000 円	2,781 円	2,781 円	2,626 円
FTM		159 円	134 円	134 円	117 円
施設設置負担加算料		146 円	145 円	145 円	144 円
乖離額	平成20年度～22 年度に係る乖離額	356 円	—	—	—
	平成22年度に係る 乖離額	—	—	▲146	—
局外 SP ^{※3}		95 円	95 円	99 円	99 円
NTT西日本		4,298 円	3,995 円 (▲303 円)	3,846 円 (▲452 円)	3,055 円 (▲1,243 円)
光ファイバ(主回線部分)		3,316 円	2,995 円	2,995 円	2,733 円
FTM		113 円	102 円	102 円	94 円
施設設置負担加算料		141 円	141 円	141 円	141 円
乖離額	平成20年度～22 年度に係る乖離額	686 円	715 円 ^{※4}	715 円 ^{※4}	—
	平成22年度に係る 乖離額	—	—	▲194 円	—
局外 SP ^{※3}		42 円	42 円	87 円	87 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※3 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアアクセス方式では上記接続料に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料^(※)(実績原価方式により算定)が以下のとおり必要となる。

※ なお、光信号分岐端末回線に係る加算料については、(1)NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合(キャビネットに係る費用について、キャビネットの有無の割合に応じて加重平均して設定)の料金と、(2)NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西又は接続事業者設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合の料金の2通りが設定されている。

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合)(タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	274 円 (▲36 円)
NTT西日本	354 円	317 円 (▲37 円)

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	287 円 (▲23 円)
NTT西日本	354 円	329 円 (▲25 円)

※ このほかに、1分岐ごとに回線管理運営費(東:51 円、西:60 円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

【参考】乖離額調整に係る検証

(1) 前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における乖離額に係る調整

前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会(平成20年3月27日)の答申を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

今般、平成22年度の接続料収支の実績値が判明したため、乖離額調整の調整方法の妥当性の観点から、改めて当該算定期間における乖離額に係る調整について検証を行うこととする。

当該算定期間における加入光ファイバ接続料においては、算定期間中に生じた乖離額を次期接続料等において調整することとされ、また、その調整額は、「予測費用と実績収入の差額」とされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として接続料原価に算入することとされた。平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた、これら双方の乖離額は以下のとおり。

■平成20年度～22年度における予測費用・実績費用

	予測費用	実績費用	実績収入	予測費用と実績収入の差額	実績費用と実績収入の差額
NTT東日本	3,832 億円	3,540 億円	3,474 億円	358 億円	66 億円
NTT西日本	3,762 億円	3,354 億円	2,993 億円	769 億円	361 億円

平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた前回接続料算定期間における加入光ファイバコストの推移は以下のとおりであり、3年間の総額で見た場合、NTT東西ともに実績費用が予測費用を下回っている。

■平成20年度～22年度における光ファイバコスト

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間総額
NTT東日本	実績費用	1,214 億円	1,171 億円	1,155 億円	3,540 億円
	予測費用	1,005 億円	1,300 億円	1,528 億円	3,832 億円
	差分	+209 億円	▲129 億円	▲373 億円	▲292 億円 (▲7.6%)
NTT西日本	実績費用	1,196 億円	1,117 億円	1,041 億円	3,354 億円
	予測費用	972 億円	1,209 億円	1,581 億円	3,762 億円
	差分	+224 億円	▲92 億円	▲540 億円	▲408 億円 (▲10.8%)

※ ()内の数字は、予測費用に対する実績費用の増減率。

しかし、稼働芯線数についても実績芯線数が予測芯線数を下回っているため、当該芯線数の減少に応じたコスト削減がなされているかという点にも着目する必要がある。

■平成20年度～22年度における稼働芯線数(千芯)

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間計
NTT 東日本	実績芯線数	1,853	2,262	2,606	6,721
	予測芯線数	1,942	2,528	2,981	7,451
	差分	▲89	▲266	▲375	▲730 (▲9.8%)
NTT 西日本	実績芯線数	1,589	1,820	2,122	5,532
	予測芯線数	1,798	2,239	2,939	6,976
	差分	▲209	▲419	▲817	▲1,444 (▲20.7%)

※ ()内の数字は、予測芯線数に対する実績芯線数の増減率。

この点、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時までには総務省に報告することとされている。NTT西日本においては、平成22年度末時点の実績芯線数が平成23年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っている(次ページの表参照)ため、今般の申請に合わせ、故障修理等の業務効率化や無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われている。

(2) 現行接続料算定期間(平成23年度～25年度)における乖離額に係る調整

現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされている。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられていたところ、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)において、「乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行うこと」とされたことを受け、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものである。

当該乖離額調整制度を含む、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告することとされている。

平成22年度末時点では、NTT西日本において実績芯線数が予測芯線数を下回っているものの、その乖離は、NTT東日本で約0.2%、NTT西日本で約0.9%である。また、直近の平成23年9月末時点では、NTT東日本において予測芯線数を下回っているものの、その乖離はNTT東日本で約0.5%、NTT西日本で約2.1%となっている。現時点においては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられる。

■平成22年度～25年度末時点の稼働芯線数(千芯)

		H22年度末	H23年度末	(参考)	H24年度末	H25年度末
				H23. 9末		
NTT 東日本	実績芯線数	2,739	—	2,855	—	—
	予測芯線数	2,734	3,006	2,870	3,210	3,382
	差分	5	—	▲15	—	—
NTT 西日本	実績芯線数	2,286	—	2,420	—	—
	予測芯線数	2,307	2,432	2,369	2,582	2,699
	差分	▲21	—	50	—	—

※H23. 9末時点の予測は、(H22年度末予測+H23年度末予測)／2。

平成23年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整について検証を行うことが適当である^(※)。

※ 現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、(1) 予見可能性、(2) 公平性、(3) コスト削減インセンティブの観点から検証が行われた。